

令和6年第1回区議会定例会提出予定案件(2)

一 議 案

1 東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

(児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の規定整備をする。)

2 東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(厚生省令の改正に伴い、児童発達支援センター及び里親支援センターに係る規定を加える等するほか、所要の規定整備をする。)

3 東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児通所支援の事業等に係る基準を改めるほか、所要の規定整備をする。)

4 東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児入所施設に係る基準を改めるほか、所要の規定整備をする。)

5 東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改め、退職被保険者に係る規定を削るほか、所要の規定整備をする。)

6 東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業に係る基準を改める。)

7 東京都板橋区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部

を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援の事業に係る基準を改める。)

- 8 東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準を改める。)

- 9 東京都板橋区指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

(厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防支援の事業に係る基準を改める。)

議案第29号

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する
修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び東京都板橋区議会
会議規則第15条の規定により、別紙修正案を付して提出する。

令和6年2月29日

提出者 板橋区議会議員

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

竹 内 愛

小 林 おとみ

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

令和6年度東京都板橋区一般会計予算を次のように修正する。

第1条第1項中「253,000,000千円」を「253,268,369千円」に改める。

「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のように改める。

歳入

款	項	区長提案額	修正額
		千円	千円
14 国庫支出金		57,511,179	57,539,179
	2 国庫補助金	8,120,302	8,148,302
15 都支出金		22,968,838	22,978,838
	2 都補助金	9,624,106	9,634,106
18 繰入金		5,972,368	6,202,462
	1 繰入金	5,972,368	6,202,462
20 諸収入		3,210,264	3,210,539
	6 雑収入	1,814,868	1,815,143
歳入合計		253,000,000	253,268,369

歳出

款	項	区長提案額	修正額
		千円	千円
2 総務費		23,696,310	23,699,410
	2 総務管理費	8,112,483	8,115,583
3 福祉費		142,990,696	143,002,750
	3 児童福祉費	54,422,325	54,434,379
4 衛生費		8,559,214	8,619,156
	1 保健所費	8,559,214	8,619,156
5 資源環境費		10,642,260	10,672,860
	1 環境管理費	903,288	933,888
7 土木費		24,093,747	24,186,307
	4 都市整備費	13,447,968	13,540,528
8 教育費		33,888,885	33,958,998
	1 教育総務費	5,257,289	5,258,089
	2 小学校費	13,513,066	13,544,759
	3 中学校費	6,166,522	6,204,142
歳出合計		253,000,000	253,268,369

(修正理由)

- 1 家具転倒防止器具設置助成事業
- 2 ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充
- 3 1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業
- 4 個人住宅及び集合住宅の断熱改修補助事業
- 5 木造住宅耐震化促進
- 6 就学援助費の拡充

上記に要する経費を計上する必要がある。

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳入

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
14	国庫支出金			57,511,179	57,539,179	28,000	1 1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に対する国庫補助金を計上 1 保健所費補助金 (1) 母子保健衛生費補助金 28,000 千円
	2	国庫補助金		8,120,302	8,148,302	28,000	
		3	衛生費補助金	403,489	431,489	28,000	
			1 保健所費補助金	403,489	431,489	28,000	
15	都支出金			22,968,838	22,978,838	10,000	産婦健康診査助成事業に対する都補助金を計上 1 保健所費補助金 (5) とうきょうママパパ応援事業費補助金 10,000 千円
	2	都補助金		9,624,106	9,634,106	10,000	
		3	衛生費補助金	762,612	772,612	10,000	
			1 保健所費補助金	762,612	772,612	10,000	
18	繰入金			5,972,368	6,202,462	230,094	家具転倒防止器具設置助成事業、ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充、1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業、個人住宅及び集合住宅の窓の断熱改修補助事業、木造住宅耐震化促進並びに就学援助費の拡充に要する経費の不足分について、財政調整基金からの繰入金額を計上 1 財政調整基金繰入金 230,094 千円
	1	繰入金		5,972,368	6,202,462	230,094	
		1	基金繰入金	5,972,368	6,202,462	230,094	
			1 財政調整基金繰入金	2,522,667	2,752,761	230,094	

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳入

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
20 諸収入				3,210,264	3,210,539	275	
	6 雑入			1,814,868	1,815,143	275	
		5 納付金		341,586	341,861	275	1 か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に係る会計年度 任用職員の各種保険料納付金を計上
		1	雇用保険料納付金	21,950	21,968	18	1 雇用保険料納付金 18 千円
		2	厚生年金保険料納付金	319,636	319,893	257	2 厚生年金保険料納付金 257 千円
歳 入 合 計				253,000,000	253,268,369	268,369	

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳出

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
2	総務費			23,696,310	23,699,410	3,100	家具転倒防止器具設置助成事業に要する経費を計上
	2	総務管理費		8,112,483	8,115,583	3,100	3 防災支援経費 3,100 千円
		2	防災対策費	589,390	592,490	3,100	
			10 需用費	124,876	127,576	2,700	
			12 委託料	327,130	327,530	400	
3	福祉費			142,990,696	143,002,750	12,054	ひとり親家庭家事援護者派遣事業の対象を中学生まで拡大するために要する経費を計上
	3	児童福祉費		54,422,325	54,434,379	12,054	12 ひとり親家庭援護経費 12,054 千円
		1	児童福祉総務費	14,909,322	14,921,376	12,054	
			10 需用費	11,658	11,673	15	
			11 役務費	1,007	1,046	39	
			19 扶助費	3,135,017	3,147,017	12,000	

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳出

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
4	衛生費			8,559,214	8,619,156	59,942	1 か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に要する経費を計上
	1	保健所費		8,559,214	8,619,156	59,942	3 会計年度任用職員経費 3,542 千円 1 母子健康保健事業経費 56,400 千円
		1	保健所総務費	2,664,930	2,668,472	3,542	
			1 報酬	41,682	43,657	1,975	
			3 職員手当等	714,263	715,029	766	
			4 共済費	317,946	318,651	705	
			8 旅費	3,974	4,070	96	
		2	母子保健費	1,322,808	1,379,208	56,400	
			10 需用費	6,954	7,354	400	
			12 委託料	1,222,534	1,264,534	42,000	
			18 負担金補助及び交付金	40,125	54,125	14,000	
5	資源環境費			10,642,260	10,672,860	30,600	個人住宅及び集合住宅の窓の断熱改修補助事業に要する経費を計上
	1	環境管理費		903,288	933,888	30,600	4 地球温暖化防止経費 30,600 千円
		2	環境公害費	189,462	220,062	30,600	
			18 負担金補助及び交付金	10,980	41,580	30,600	

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案に関する説明書

歳出

科 目				区長提案額 千円	修正額 千円	増△減額 千円	増 減 説 明
款	項	目	節				
7	土木費			24,093,747	24,186,307	92,560	木造住宅耐震化助成率・限度額を引き上げるために要する経費を計上 4 住環境整備事業経費 92,560 千円
	4	都市整備費		13,447,968	13,540,528	92,560	
		2	都市計画費	7,246,295	7,338,855	92,560	
			18 負担金補助及び交付金	6,710,897	6,803,457	92,560	
8	教育費			33,888,885	33,958,998	70,113	就学援助費における準要保護児童・生徒の支給基準の引上げ及びメガネ購入費の新設、中学校クラブ活動費の新設に必要な経費を計上 14 事務諸経費 800 千円 1 要保護及び準要保護児童の保護者に対する就学援助費 59,822 千円 3 学校給食費無償化経費 △ 28,129 千円 1 要保護及び準要保護児童の保護者に対する就学援助費 57,823 千円 3 学校給食費無償化経費 △ 20,203 千円
	1	教育総務費		5,257,289	5,258,089	800	
		2	事務局費	4,680,974	4,681,774	800	
			12 委託料	1,348,228	1,349,028	800	
	2	小学校費		13,513,066	13,544,759	31,693	
		2	教育振興費	1,512,219	1,543,912	31,693	
			18 負担金補助及び交付金	1,043,232	1,015,103	▲ 28,129	
			19 扶助費	468,987	528,809	59,822	
	3	中学校費		6,166,522	6,204,142	37,620	
		2	教育振興費	835,525	873,145	37,620	
			18 負担金補助及び交付金	488,966	468,763	▲ 20,203	
			19 扶助費	346,559	404,382	57,823	
歳 出 合 計				253,000,000	253,268,369	268,369	

給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当等	計		
区長提案額	人 (1,556) 0	千円 2,475,920	千円 113,334	千円 1,029,257	千円 3,618,511	千円 765,193	千円 4,383,704
増減額	(1) 0	1,975	0	766	2,741	705	3,446
修正額	(1,557) 0	2,477,895	113,334	1,030,023	3,621,252	765,898	4,387,150

職員手当等の内訳								
区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	初任給調整手当
区長提案額	千円 0	千円 21,433	千円 512,846	千円 480,793	千円 0	千円 8,107	千円 0	千円 0
増減額	0	0	395	371	0	0	0	0
修正額	0	21,433	513,241	481,164	0	8,107	0	0

職員手当等の内訳								
区分	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給夜勤手当	宿日直手当	退職手当	児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当
区長提案額	千円 2,992	千円 402	千円 2,684	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
修正額	2,992	402	2,684	0	0	0	0	0

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳入）

（企画総務分科会）

科		目		頁	説 明
款	項	目			
18 繰入金	1 繰入金	1 基金繰入金		116～119	家具転倒防止器具設置助成事業、ひとり親家庭家事援護者派遣事業の拡充、1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業、個人住宅及び集合住宅の窓の断熱改修補助事業、木造住宅耐震化促進並びに就学援助費の拡充に要する経費の不足分について、財政調整基金からの繰入金額を計上 230,094千円

（歳出）

科		目		頁	説 明
款	項	目			
2 総務費	2 総務管理費	2 防災対策費		166～169	家具転倒防止器具設置助成事業に要する経費を計上 3,100千円

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳入）

（健康福祉分科会）

科 目			頁	説 明
款	項	目		
14 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費補助金	76～77	1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に対する国庫補助金を計上 28,000千円
15 都支出金	2 都補助金	3 衛生費補助金	96～99	産婦健康診査助成事業に対する都補助金を計上 10,000千円
20 諸収入	6 雑入	5 納付金	128～133	1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に係る会計年度任用職員の各種保険料納付金を計上 275千円

（歳出）

科 目			頁	説 明
款	項	目		
3 福祉費	3 児童福祉費	1 児童福祉総務費	208～213	ひとり親家庭家事援護者派遣事業の対象を中学生まで拡大するために要する経費を計上 12,054千円
4 衛生費	1 保健所費	1 保健所総務費	222～229	1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に係る会計年度任用職員の任用に要する経費を計上 3,542千円
		2 母子保健費	228～231	1か月児健康診査及び産婦健康診査助成事業に要する経費を計上 56,400千円

令和6年度東京都板橋区一般会計予算に対する修正案

分科会別審査項目一覧（予算説明書）

（歳出）

（文教児童分科会）

科		目		頁	説 明
款	項		目		
8 教育費	1 教育総務費	2	事務局費	282～285	就学援助費における準要保護児童・生徒の支給基準の引上げ及びメガネ購入費の新設、中学校クラブ活動費の新設に伴うシステム改修に要する経費を計上 800千円
			2 小学校費		
	3 中学校費	2 教育振興費	298～299	就学援助費における準要保護生徒の支給基準の引上げ及びメガネ購入費の新設、中学校クラブ活動費の新設に必要な経費の計上並びにこれに伴う学校給食費無償化経費の減額 57,823千円 △20,203千円	

議案第 39 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 板橋区議会議員

大 野 ゆ か

井 上 温 子

小 柳 しげる

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

竹 内 愛

小 林 おとみ

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

（令和6年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例）

第11条 当分の間、令和6年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。

東京都板橋区国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>○東京都板橋区国民健康保険条例</p> <p>昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号</p> <p>第1条～第29条 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p><u>(令和6年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例)</u></p> <p><u>第11条 当分の間、令和6年度以降の第19条の4の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「6歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>○東京都板橋区国民健康保険条例</p> <p>昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号</p> <p>第1条～第29条 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>本条追加</p>